告示

**○総務省
国土交通省
農林水産省告示第三号**

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年五月十一日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
伊豆中南部	静岡県下田市の全域	下田市	下田市産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県沼津市戸田地区（旧戸田村の区域に限る。）	沼津市	沼津市産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県伊豆市の全域	伊豆市	伊豆市産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県加茂郡東伊豆町の全域	東伊豆町	東伊豆町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県加茂郡河津町の全域	河津町	河津町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県加茂郡南伊豆町の全域	南伊豆町	南伊豆町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県加茂郡松崎町の全域	松崎町	松崎町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
伊豆中南部	静岡県加茂郡西伊豆町の全域	西伊豆町	西伊豆町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日
紀伊	和歌山県伊都郡高野町の全域	高野町	高野町産業振興促進計画	平成二十九年四月二十四日

○政治資金適正化委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五二一一	二九、四、一七	水落　雅史
五二一二	二九、四、一七	南迫　典昭
五二一三	二九、四、一七	大曽根瑞穂
五二一四	二九、四、一七	谷澤　映**吉**
五二一五	二九、四、一七	橋本　浩史
五二一六	二九、四、一七	中森　優太

○政治資金適正化委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五六五	押鐘　博子	二九、三、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一〇二三	椿　忠男	二九、四、一七	本人からの申請
二二三四	森本　蕃	二九、四、一七	本人からの申請
三一七一	齊藤　文弘	二九、四、一七	本人からの申請
四三二七	松倉　文夫	二九、四、一七	本人からの申請

○外務省告示第百六十五号

チリ共和国政府は、平成十三年十一月二十三日にブダペストで作成された「サイバー犯罪に関する条約」の加入書を平成二十九年四月二十日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年八月一日にチリ共和国について効力を生ずる。

（平成二十九年四月二十一日付け欧州評議会事務局長書簡）

平成二十九年五月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月十一日から適用する。

平成二十九年五月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
1　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量		
［略］		
生物学的製剤		
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
［略］	［略］	［略］
乾燥人フィブリノゲン	［略］	［略］

改正前		
1　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量		
［同左］		
生物学的製剤		
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
［同左］		
［同左］		